

練馬区立石神井南中学校

「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においてはいじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず決していじめなどを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(学校及び教員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。

また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

2 いじめ防止対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめ未然防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図り、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、「いじめ防止一掃取組月間」を実施する。

②いじめ早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、学校生活アンケートの実施等その他の必要な措置を講ずる。
- ・いじめ調査実施後、担任を中心に生徒が話しやすい教員との面談を実施する。担任が難しい場合は、SCをはじめ、生徒の話しやすい教職員が聞き取る。
- ・生徒及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③いじめの早期解決のために、全教職員の取り組み

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる生徒達にもいじめていると同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ・いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を密にしながら指導を行っていく。

④家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ・学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、関係機関等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

⑤いじめに対する措置

- ・いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事実に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「生徒指導情報交換会」

生活指導部会に設定し、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動について話し合いを行う。

②「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラーによるいじめ対策委員会を設置する。定例の委員会は、生活指導部会とする。また、必要に応じて委員会を開催する。

③「生活指導部会」

校務分掌の生活指導部教諭による週1回、生徒の情報交換を行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生活指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに副校長に報告する。副校長は、校長に報告し、校長の指示により迅速な対応を行う。状況に応じて、PTAや学校評議委員などへの支援を要請する。

(3) 警察と連携した組織

日常的に警察と情報共有や相談を行う体制を構築する。また、双方の連絡窓口を明確にし、重大事案が発生した場合は直ちに警察に相談・通報を行い適切な援助を求める。

学校：生活指導主任 警察：スクールサポーター

(4)「重大事案への対処」

生命・心身又は財産に重大な被害が生じている、またはその疑いがある場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、練馬区教育委員会、警察に速やかに報告する。
- ・教育委員会や警察と協議の上、当該事実に対処する組織を設置する。(いじめ対策委員会)

- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実体把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・いじめ早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

5 石南中の取り組み

(1) 石南中SNSルール（平成28年度策定）

- ①個人情報や悪口は載せない。
- ②知らない人からのメッセージは無視する。
- ③利用方法は親と相談して守る。
- ④利用時間は22時までとする。

(2) 石南中いじめ撲滅宣言（令和2年度改定）

「みんなでなろう スマイルメーカー」

私たちは勇気を出し、協力して救いの手を差し伸べます。

私たちは「自分に関係ない。」という考えを捨てて、行動します。

そして、私たちの手で笑顔をつくっていくことを宣言します。